

令和4年第11回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午前9時30分から10時00分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	高村 國昭 君
8番	柏田 雅俊 君	9番	佐々木 喜克 君
10番	中里 光明 君	11番	沼沢 こえ子 君
12番	豊川 敏雄 君	13番	竹原 誠 君
14番	時田 宏 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (2人)

7番	佐々木 一 榮 君	15番	中川原 隆雄 君
----	-----------	-----	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第50号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町屋 剛 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から、令和4年第11回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところ御参集くださいます、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（町屋）	<p>本日、7番佐々木一榮委員、15番中川原隆雄委員から欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、9番 佐々木喜克 委員と16番 稲村健一 委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2 業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
13番（竹原）	<p>三沢市の法人はどういう作物を作付けしていますか。</p>
議 長（岩井）	<p>岡三沢地区で耕作放棄地100町歩を開田して、作付は田んぼなので、飼料米です。</p>
18番（大沢）	<p>農業者年金基金考査指導とは、どなたを対象にどういったことを詳しく教えてください。</p>

事務局（大澤）	<p>考査指導は数年に一度あるもので、年金業務を受託している機関が適正に業務を行っているかの指導でした。よって特定の個人を指導するわけではございません。</p>
議長（岩井）	<p>そのほかございますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>次に、日程第3 報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について説明させていただきます。</p> <p>今月の通知書の受理は4件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第11号、「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>1番 字太平楽 田 1筆 面積は●●㎡です。 労働力不足による規模縮小のため解約するものです。</p> <p>2番 字八景 田 1筆 面積は●●㎡です。 当該農地を購入する人が現れたため解約するものです。</p> <p>3番 大字浅水字北向 畑 3筆 面積は●●㎡です。 管理費がかかり、採算が取れないため解約するものです。</p> <p>4番 大字倉石又重字前田内沢 畑 2筆 面積は●●㎡です。 日陰となり、収穫量が少ないため解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
2番（北村）	<p>3番の●●さんと●●ですが、作付けしても取れないと言っていますが、1回も作付けしていないのではないですか。</p>
事務局（大澤）	<p>話を聞いたところ、そもそも作付けもできなかったそうです。</p>
2番（北村）	<p>ほかに2か所ありますが、そっちのほうも全部解約になったのでしょうか。</p>

事務局（大澤）	具体的な話は聞いていません。
2 番（北村）	他の畑にニンニクを作付けしていましたが、一切管理に来ていません。それで取れない、取れないと言っているようですが、当たり前の話であり、ここの畑も 1 回も作付けしないで止めますというのは何かおかしいと思いますが、この法人は大きく経営しているのですか。
事務局（大澤）	申し訳ございません。規模までは把握しておりません。
2 番（北村）	どうも腑に落ちない。せっかく契約して良かったなという暁なのに、すぐ解約になるんだな。はい、わかりました。
議 長（岩井）	そのほかございますか。 特に発言がないようですので、報告第 11 号を終わります。
議 長（岩井）	ここで農地調査会、今月の調査委員は、10 番 中里光明委員と 18 番 大沢トモ子委員です。調査委員席にご着席ください。 (調査委員席に着席)
議 長（岩井）	次に、日程第 4 議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局（大澤）	それでは、今月の農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。 議案書の 3 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。 議案第 48 号農地法第 3 条の規定による許可申請について農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 今月の許可申請は、1 議案 5 件で、全て売買による所有権移転に関する件です。 1 番 大字上市川字堺谷地 田 2 筆 面積は●●㎡です。 2 番 大字切谷内字淋代 畑 1 筆 面積は●●㎡です。 3 番 字八景 田 1 筆 面積は●●㎡です。 4 番 大字上市川字附柳 畑 1 筆 面積は●●㎡です。 5 番 大字倉石石沢字石沢川原 田 1 筆 面積は●●㎡ です。 1 番から 5 番は、別添調査書にあります通り農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。ともに農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見

	<p>ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>1 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。</p> <p>2 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。</p> <p>3 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。</p> <p>4 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。</p> <p>5 番の売買価格は、●●円、10 a あたり●●円です。</p> <p>以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、中里光明委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
中里光明調査委員	<p>農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。</p> <p>議案書の 3 ページ議案第 48 号と参考資料 9 ページを御覧ください。11 月 2 日に、岩井会長と大沢トモ子委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。</p> <p>1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できないため、譲渡人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。</p> <p>2 番は、譲渡と譲受人は隣接する空き家の売り手と買い手で、付属の農地と一緒に売買するものです。譲受人は、丸いもと藍を作付けするそうです。</p> <p>3 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人の田んぼが五戸町広報の農地の買い手募集に載っていたのを譲受人が見かけ、譲受人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。</p> <p>4 番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できないため、譲渡人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、牧草を作付けするそうです。</p> <p>5 番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が管理できないため、譲渡人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
13 番（竹原）	<p>4 ページの 5 番、不勉強で申し訳ありませんが、保佐人とはどういうものなのでしょうか。</p>
議長（岩井）	<p>裁判所が認めた保佐人ということです。</p>

13 番 (竹原)	娘さんですか。
議 長 (岩井)	親子です。
13 番 (竹原)	1 反歩●●円ということですが、親戚ということで簡単に従妹、親子でも●●円というのはどうなのでしょう。こういうのは、議案なので議事録に残ると思いますが、度々あるものですか。●●円とか●●円、●●円。
議 長 (岩井)	ただ今の質問について回答を申し上げますけれども、暫時休憩いたします。
	(休憩中)
議 長 (岩井)	それでは、休憩を解き会議を続けます。 議案第 48 号について、ご意見のある方。 よろしいでしょうか。
	(「はい」 の声あり)
議 長 (岩井)	それでは採決いたします。 議案第 48 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第 48 号は、原案のとおり決定いたしました。 調査委員の方々、ありがとうございました。指定席にお戻りください。
	(調査委員 指定席に戻る)
議 長 (岩井)	次に、議案第 49 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (小泉)	それでは議案書の 5 ページ、議案第 49 号をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。 五戸町長より令和 4 年 10 月 25 日付け五農林第 230 号で農用地

	<p>利用集積計画の決定を求められています。1 議案 2 件で、合計面積は●●m²です。</p> <p>議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。</p> <p>1 番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。</p> <p>2 番は、利用権設定による貸借です。</p> <p>1 番 大字倉石又重字下モ平 畑 計 2 筆 面積は合計●●m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり●●円、年●●円です。ニンニクを作付けする予定です。</p> <p>2 番 字上根前 田 面積は●●m²。5 年の使用貸借です。牧草を作付けする予定です</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長 (岩井)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
13 番 (竹原)	1 番の耕作者畑山さんはニンニクを作付するということですが、現在もニンニクをやっていますか。長芋ではなく。
事務局 (小泉)	ニンニクをやっているとは聞いております。
13 番 (竹原)	やっているとは聞いてます。長芋はやっていますか。耕作の明細書なんかに記載されていませんか。
事務局 (小泉)	農林課の方を通しているため、確認しておりませんでした。
13 番 (竹原)	長芋が主ですよ。
事務局 (小泉)	そこまでは確認しておりません。
6 番 (高村)	長芋メインでやっています。
議 長 (岩井)	<p>そのほかございますか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 49 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第 49 号は、原案のとおり決定しました。
議 長 (岩井)	次に、議案第 50 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断

事務局（大沢）	<p>について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案書の6ページ議案第50号と参考資料の33ページをご覧ください。</p> <p>荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。1議案2件です。</p> <p>1番の字苗代沢の畑について令和4年10月21日に所有者から申出があり、20年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。</p> <p>2番の字天狗沢の田について令和4年10月28日に所有者から申出があり、15年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。</p> <p>令和4年11月2日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。</p> <p>2筆、●●㎡です。 説明は以上です。</p>
議長（岩井）	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第50号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第50号は、非農地と判断することに決定しました。</p>
議長（岩井）	<p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和4年第11回五戸町農業委員会総会を閉会します。</p>

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年11月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員